

代理請求に係る留意事項について

○代理請求とは、本来事業所が行う介護給付費等の請求事務を代理人が事業所に代わって行うことです。

代理請求を行う場合、事業所は代理人へ請求事務を委任し、代理人は事業所から委任された請求事務を行うため、国保連合会へ代理人情報申請を行います。

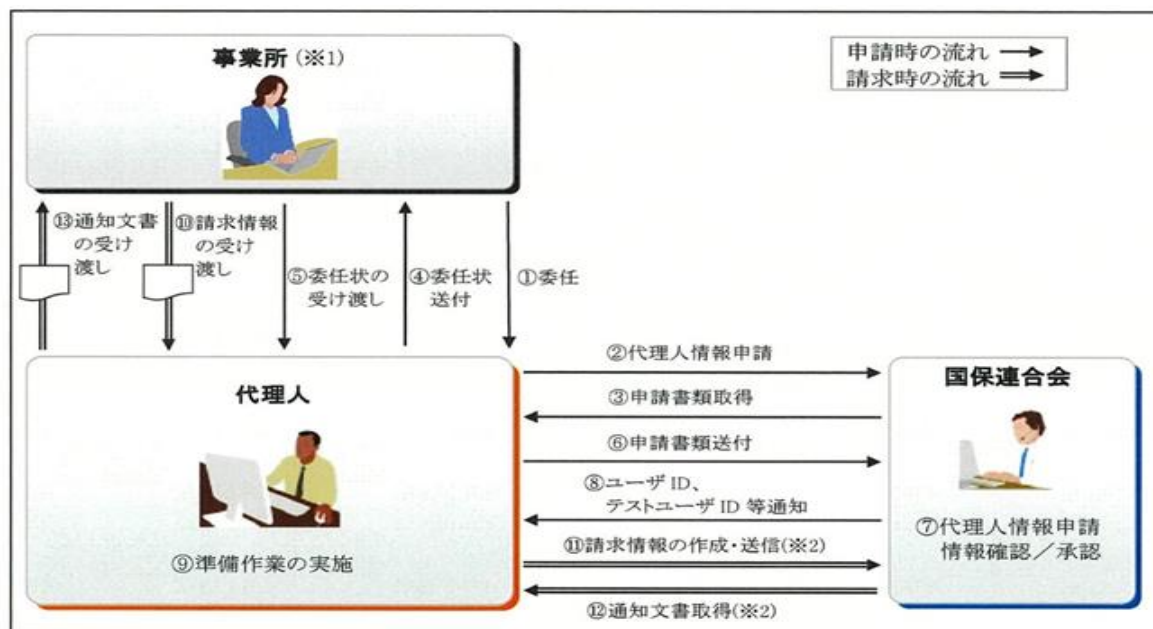
○代理人情報申請を行った代理人は、事業所に代わって請求事務を行い、支払額決定通知書等の**通知文書**を取得し、**事業所に受け渡します。**

代理人請求を行った場合、**事業所は「請求、状況照会、請求取消・請求取下げ依頼、通知文書取得」処理を行うことができません。**

○代理人等の切り替え時には、通知文書の受け渡しに支障がないように代理人・事業所間において連携いただきますようよろしくお願いいたします。

※支払は各事業所が登録した口座への振込となります。

【代理請求の概要】



※1 介護保険事業所は「介護給付費等の請求及び受領に関する届」、または「電子情報処理組織又は磁気テープ、フレキシブルディスク若しくは光ディスクによる請求に関する届」を、障害者総合支援事業所は「障害福祉サービス費等の請求及び受領に関する届」を国保連合会に提出し、「電子請求登録結果に関するお知らせ」を取得している必要があります。

※2 [⑩請求情報の作成・送信]及び[⑫通知文書取得]には、電子証明書が必要です。電子証明書は、インターネットを通じて安全に情報の送受信を可能とするために必要な仕組みです。電子請求受付システムにて発行申請し、パソコンにダウンロード・インストールすることにより利用が可能となります。